

# 重要事項説明書

(通所介護)

社会福祉法人 神戸日の出会  
デイサービスセンター サンホーム西神

本人または御家族が利用しようと考えられている通所介護について、利用契約を締結する前に知っておいて頂きたい内容を説明します。

1. 通所介護サービスを提供する業者

- |           |                             |
|-----------|-----------------------------|
| (1) 事業者名称 | 社会福祉法人 神戸日の出会               |
| (2) 所在地   | 神戸市西区平野町印路字下四ツ塚 8 8 7 番地の 8 |
| (3) 理事長   | 構 忠宏                        |
| (4) 電話    | (078) 569-5202              |
| (5) FAX   | (078) 961-5590              |

2. 利用者への通所介護サービスを行う事業所

- |                     |                    |
|---------------------|--------------------|
| (1) 事業所名称           | デイサービスセンター サンホーム西神 |
| (2) 介護保険指定<br>事業所番号 | 2875205185         |
| (3) 所在地             | 神戸市西区高塚台 5 丁目 1 3  |
| (4) 管理者             | 古川 義喜              |
| (5) 電話              | (078) 997-5555     |
| (6) FAX             | (078) 997-5656     |

3. 事業の目的および運営方針

(1) 事業の目的

デイサービスセンターサンホーム西神は、要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令に従って、利用者がその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、適切な指定通所介護事業を提供することを目的とする。

(2) 事業の方針

利用者の病状、心身の状況および、その置かれている環境の的確な把握に努め、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活が営むことができるよう、必要な日常生活上の世話および機能訓練を行うことにより、心身機能の維持、ならびに利用者の家族の身体的および精神的負担の軽減を図る。

#### 4. 通所介護サービスの内容、利用料金

(1) サービス内容 (2) 利用料金 ※1単位=10,54円

- ①食事(昼食) ②送迎 ③入浴 ④介護 ⑤看護 ⑥個別機能訓練  
⑦口腔ケア ⑧レクリエーション・創作活動 ⑨相談援助サービス

サービス提供区分	要介護度	単位数	ご利用者様負担額		
			1割	2割	3割
7時間以上8時間未満 通常規模型 通所介護費	要介護1	658単位	694円	1,387円	2,081円
	要介護2	777単位	819円	1,638円	2,457円
	要介護3	900単位	949円	1,898円	2,846円
	要介護4	1,023単位	1,079円	2,157円	3,235円
	要介護5	1,148単位	1,210円	2,421円	3,630円

加算名称	単位数	ご利用者様負担額		算定回数等
通所介護 入浴介助加算(Ⅰ)	40単位	1割	43円	入浴介助を実施した日数
		2割	85円	
		3割	127円	
通所介護 個別機能訓練加算(Ⅰ)イ	56単位	1割	59円	個別機能訓練を実施した日数
		2割	118円	
		3割	177円	
通所介護 口腔機能向上加算(Ⅰ)	150単位	1割	159円	月に2回を限度として算定
		2割	317円	
		3割	475円	
通所介護 サービス提供体制強化加算(Ⅱ)	18単位	1割	19円	サービス提供日数(利用数)
		2割	38円	
		3割	57円	
科学的介護 推進体制加算	40単位	1割	43円	1月につき
		2割	85円	
		3割	127円	
通所介護送迎減算 (事業所が送迎を行わない場合)	47単位減算	1割	-50円	片道につき
		2割	-99円	
		3割	-149円	
介護職員等処遇改善加算Ⅰ		所定単位数の9.2%を加算		1月につき

・その他の料金

お食事代（おやつ付）	500円
行事費（外出・外食等）	行事ごとに異なります

支払い方法

※ お支払い方法は、月末締め翌月支払いの金融機関口座自動引き落としとなります。請求書を御確認の上、引き落としの御準備をお願い致します。

請求書発送 翌月20日発送（27日引き落とし）

注) 利用料について、事業者が法定代理受領を行わない場合、上記に係る利用料は、全額をいったんお支払いいただきます。この場合、「サービス提供証明書」を交付しますので、「領収書」を添えてお住まいの市町村に居宅介護サービス費の支給（利用者負担額を除く）申請を行ってください。

5. 営業日・定休日及び営業時間

①営業日・定休日

<営業日> 月曜日～土曜日 祝祭日実施

<定休日> 日曜日・1月1日・1月2日

②サービス提供時間

午前9時30分から午後4時40分までとする。

③悪天候時の対応

大雨・洪水・暴風・大雪警報の発令または、台風の接近等により、通常の実施において危険があると施設が判断した場合は、本人または、ご家族に連絡のうえ、臨時休業とさせていただきます。

6. 通所介護サービスについて

①介護保険証の確認

通所介護サービスを行うに当たり、初回利用時および、介護保険更新時に、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

②施設サービス内容

サービス内容に関しては、居宅サービス計画に基づき通所介護計画を作成し提供致します。

## 7. 緊急時の対応

- (1) サービス提供中に、ご利用者の病状が重篤なものとなり、当施設における適切な対応が困難な状態、または専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介いたします。
- (2) サービス利用中にご利用者の心身の状態が急変した場合は、ご利用者およびそのご家族が指定する緊急連絡先へ連絡し、心肺蘇生等適切な救命法を実施するとともに、関係機関への通報等必要な措置を講じます。
- (3) その他緊急時の対応については、予めご利用者およびそのご家族と当施設との協議において、定めさせていただきます。

## 8. 施設利用に当たっての留意事項

### \* 飲酒・喫煙

施設内での飲酒・喫煙はご遠慮下さい。

### \* 設備・備品の利用

備え付けの備品・設備は本来の用法に従ってご利用下さい。

故意または過失によって破損した場合、実費弁償していただきます。

### \* 金銭・貴重品の管理

必要以上の金銭や貴重品は持ち込まないようお願い致します。

### \* 宗教活動

施設内での宗教活動はご遠慮下さい。

### \* 迷惑行為等

集団生活ですので「和」を大切にして頂き、騒音等利用者の迷惑になる行為や言動はご遠慮願います。迷惑行為があった場合利用中止をお願いすることがあります。

### \* 緊急時の連絡先

緊急時の場合には、契約書等にご記入頂いた連絡先に連絡致します。

## 9. 非常災害対策

非常口	2箇所設置
消火器	2箇所設置
自動火災報知機	各部屋に設置
防火訓練・避難訓練	年2回実施

## 10. 秘密の保持と個人の保護

### (1) 利用者およびその家族に関する秘密について

事業者および事業者が使用する職員は、サービス提供をする上で知り得た利用者およびその家族に関する秘密を正当な理由なく、第三者に漏洩しません。この秘密を保持する義務は契約が完了した後も継続します。

### (2) 個人情報の保護について

①事業者は、利用者およびその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、善良な管理者の注意をもって管理し、また、処分の際についても第三者への漏洩を防止するものとします。

②事業者は、利用者の利益に帰すこと以外、個人情報を用いません。  
また、利用者の家族の個人情報についても同様とします。

③予め同意を得た上で下記の場合にのみ個人情報を用いる事とします。

- \* 事業者が行う管理運営業務のうち、会計、経理、事故等の報告。
- \* 当該利用者に対して、居宅サービスを提供する居宅介護支援事業者や他の居宅サービス事業者との連携（サービス担当者会議等）および 照会への回答。
- \* 家族等への心身の状況説明。
- \* 介護保険事務のうち、審査支払機関へのレセプトの提出、審査支払機関または、保険者からの照会への回答。
- \* 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談または、届出等。
- \* 緊急時に掛かる医療機関への情報提供。
- \* 介護保険サービスの質の向上を図る為に学会、研究会等での事例研究発表等。なおこの場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守する。

## 1 1. 虐待防止に関する事項

\*事業者は、高齢者等の人権の擁護・虐待の防止等のため、責任者を設置する等必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講ずるよう努めるものとする。

## 1 2. 通所介護サービスに関する相談、苦情について

福祉サービスの提供に対する苦情への適切な対応を行うことにより、利用者の満足度の向上や利用者個人の権利擁護を図るとともに、利用者の福祉サービスの適切な利用を支援します。

また、社会性や客観性を確保し、一定のルールに従った方法で解決を進めることにより、円滑、円満な解決の促進や本会の信頼や適性の確保を図ります。

### (1) 苦情受付解決体制

#### <苦情窓口>

受付時間                      月曜日～土曜日    8：30～17：30  
問い合わせ先                078-997-5555

#### <苦情受付担当者>

管理者兼生活相談員                      古川 義喜  
機能訓練指導員                          福山 文太

#### <苦情解決責任者>

管理者兼生活相談員                      古川 義喜

#### <対応の手順>

- ① 相談窓口にて、苦情・相談を受けた場合、窓口相談者は状況を詳細に把握するよう必要に応じて、状況の聞き取りのための面接を実施し、事情の確認を行い管理者に報告します。
- ② 管理者は事実関係の確認を行ったうえで、苦情処理委員会を開催し対応を検討します。
- ③ 苦情、ご相談内容に対し対応方法を含めた経過報告し、話し合いを行います。
- ④ 続いて、苦情の再発を防ぐ為、7日以内に文章あるいは会議を開催し、全職員に周知徹底します。苦情、ご意見頂いた内容を今後活かせる様に努めます。

#### <第三者委員>

苦情解決に社会性、客観性を確保し、利用者の立場や特性に配慮した適切な対応を推進するため、第三者委員を設置します。

中垣 正樹  
白井 三千代

#### (2) 苦情処理の体制

社会福祉法人神戸日の出会が運営するデイサービスセンターサンホーム西神での苦情に対しては、事業所で対応するものとするが、苦情によっては、行政窓口を紹介し、行政または、国保連合会より指導を受けた場合はその指示に従う。

#### <神戸市福祉局監査指導部>

住所 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館20F  
電話 078-322-6326  
受付時間 平日8:45~12:00、13:00~17:30

#### <養介護施設従事者等による高齢者虐待通報専用電話（監査指導部内）>

住所 神戸市中央区加納町6-5-1 神戸市役所1号館20F  
電話 078-322-6774  
受付時間 平日8:45~12:00、13:00~17:30

#### <神戸市消費生活センター>

住所 神戸市中央区橘通3-4-1 神戸市総合福祉センター5階  
電話 078-371-1221  
受付時間 平日9:00~17:00

#### <兵庫県国民健康保険団体連合会>

住所 神戸市中央区三宮町1-9-1-1801 センタープラザ内  
電話 078-332-5617  
受付時間 平日8:45~17:15

#### 13. 事業継続計画について

感染症や災害の発生時において、必要な介護サービスの提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画を策定し、業務継続計画に従い必要な措置を講じていきます。

# 重要事項説明書受諾書

デイサービスセンターサンホーム西神のサービス提供開始に際し、重要事項説明書を交付し契約書及び本書面に基づいて重要な事項の説明を行いました。

令和 年 月 日

## 説明者

所 属 デイサービスセンター サンホーム西神  
職 名 管理者 兼 生活相談員  
氏 名 古川 義喜 印

私は、事業者から重要事項説明書の交付及び本書面に基づき説明を受け、デイサービスセンターサンホーム西神の介護サービス提供開始について同意しました。

## 契約者（利用者）

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

私は、契約者が事業者から重要事項説明書の交付及び本書面に基づき説明を受け、デイサービスセンターサンホーム西神の介護サービス提供開始に同意しましたので、契約者に代わって署名を代行いたします。

## 保証人

住 所 \_\_\_\_\_

氏 名 \_\_\_\_\_ 印

( 契約者との関係 )